

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

相続税延納の利子税の改正

Q : 私は、数年前に亡くなった父の相続税について、延納の適用を受けています。

ところで、12年度の改正では、相続税の延納の利子税が引き下げられたそうですが、これから相続が発生する人にしか適用がないのでしょうか。

A : 現在延納中の人にも適用があります。

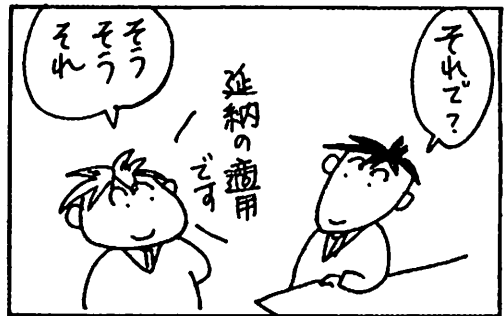
【解説】

平成12年度の改正では、相続税の延納の利子税率が引き下げられましたが、この引下げは、これから相続が発生する人だけでなく、すでに相続が発生している人にも適用されます。現在延納中の人にも適用があるわけです。

また、平成11年度の改正では、相続税の延納に係る利子税の割合を、公定歩合に連動して定める特例が設けられています。この特例は平成12年1月1日以後の期間に対応する利子税から適用されます。

平成12年度改正の利子税率の引下げは、平成12年4月1日以後の期間に対応する利子税から適用されますので、結局、延納の際の利子税率は、次のようになります。

	H11/12 まで	H12/1 ~3	H12/4 以降
不動産等の割合が75%以上	4.2%	2.5%	2.2%
不動産等の割合が50%以上	5.4%	3.3%	2.2%
不動産等の割合が50%未満	6.6%	4.0%	3.6%



KIMIYO・I